

別 紙

チャレンジショップ運営業務仕様書

1 委託業務名

チャレンジショップ運営業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の目的

坂出市内で出店を希望する新規創業者が挑戦できる環境を作り、新たに整備した市民ホール前広場などとの相乗効果により周辺ににぎわいを創出するとともに、市内への新規出店に向けた支援を行うことにより、地域の活性化を図る。

また、今後の新規創業者への支援に向け、チャレンジショップを通じて、課題等を把握することを目的とする。

4 業務対象箇所

所在地 坂出市京町 1395-32（人工土地1階店舗）※別図参照

面積 40.19㎡

設備等 電気 100V

水道 上下水道あり

ガス 都市ガス

5 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりとする。

(1) チャレンジショップの運営業務

ア チャレンジショップ出店者の募集・選定

受託者は、チャレンジショップに出店する事業者（以下「出店者」という。）を募集し、応募者の中から本業務の目的に資する出店者を選定する。応募にあたっては、以下の要件を定めることとする。なお、他の応募要件を定めようとする場合は、事前に市と協議を行うこと。

- ① 満20歳以上の個人及びグループ（市外在住者も可）。
- ② 将来的に坂出市内において出店及び開業の意思があること。
- ③ 既存店舗や地域との協調性があること。
- ④ 商業活動、地域の活動に意欲的であること。
- ⑤ 衛生的かつ安全に事業を行い、悪臭や汚損などにより第三者に損害が生じないよう留意すること。
- ⑥ 出店者が取り扱う商品・サービスが違法または公序良俗に反するものでないこと。

- ⑦ 坂出市税の滞納がないこと。
- ⑧ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他反社会勢力に所属あるいは関係を有していない者。

イ チャレンジショップ出店期間

出店期間は令和7年3月31日までとする。ただし、貸借契約後1年を限度として延長することができる。

なお、出店期間は、準備及び退去を含んだ期間とする。

ウ チャレンジショップ営業時間

9：00～23：00までの範囲内で出店者と調整すること。

エ チャレンジショップの業種

飲食業、小売業、サービス業とする。

なお、食品衛生法等に反する商品、薬品、生き物、風俗関係、政治、宗教関係、公序良俗に反するものは出店できない。また、市において不適格と判断したものについても同様とする。

オ 広告宣伝

出店者の応募及びチャレンジショップの情報等について、広告宣伝を行うこと。広告宣伝については、多くの出店希望者および市民に周知できるよう、チラシ、HP、SNS等適切な媒体を用いること。

カ 出店者の費用負担

① チャレンジショップの賃料

無料とする。

② 光熱水費

出店者の負担とする。なお、改修期間中は受託者の負担とする。

キ その他

① チャレンジショップに空きが無いように、出店期間を考慮して、適宜、出店者の募集・選定を行うこと。

② 坂出駅前、市民ホール前広場、商店街等でのイベント開催時には、可能な限りチャレンジショップと連携が図られるよう、出店者と調整すること。

③ チャレンジショップの出店に際し必要な免許・認可等の入手は出店者の責任において行うこと。

④ 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

⑤ 募集時における出店者への禁止事項

- ・店舗区画をはみ出した商品陳列
- ・店舗内での喫煙
- ・指定する場所以外での火気の使用
- ・周辺の迷惑となる臭気、煙、ホコリの発生、または周囲が不快と感じる照明機器の使用や華美な装飾、あるいは大音量での音楽再生

- ・公序良俗又は法令等に反する営業活動
- ・市が認めない店舗の現状変更

(2) 施設の改修

運営に必要な店舗の改修については、市と協議の上、受託者が実施することとする。

チャレンジショップの出店開始を令和6年11月中と想定していることから、施設の改修期間は令和6年10月末までとする。

チャレンジショップの業種が多岐にわたることが想定されるため、トイレ、厨房や空調設備の改修を必須とし、また、一定の汎用性を持つ仕様とすること。

なお、厨房の改修にあたっては、現況の場所から変更しても差し障りないものとし、厨房機器については、三槽シンク及び冷蔵庫は市有の設備を使用することができる。

(詳細は、別図参照)

ただし、市有設備の搬入については、受託者において行うこと。

(3) 経営に関する支援

出店者が、円滑かつ継続的に経営できるように必要な助言等を行うこと。

また、出店者が、坂出商工会議所、坂出ビジネスサポートセンター等を活用し、経営指導が受けられるよう適宜、調整を行うこと。

(4) 創業に関する支援

出店者が坂出市内で新規出店できるよう、必要な支援を行うこと。

(5) 本業務における報告・協議

以下の場合に報告・協議を行うこと。

- ①施設の改修時
- ②出店者の募集時及び選定時
- ③チャレンジショップの出店時
- ④チャレンジショップの出店中は、1ヶ月に1度
- ⑤その他市が必要と認める場合

なお、このとき、必要に応じて出店者または出店の見込みがある者を同席させることができる。

(6) 事業実施計画書・事業報告書の作成・提出

委託業務の開始に際しては、受託者は、事業実施計画書を作成し、市に提出すること。計画書には、業務体制及び業務工程を取りまとめること。

また、委託期間の終了に際しては、受託者は、チャレンジショップの実施状況につき取りまとめ、報告書を作成し、市に提出すること。報告書には、受託者が実施した業務のほか、出店者の名称、出店期間、業種、集客数、出店者の収益状況、経営・創業支援の内容、出店者からの要望その他意見を取りまとめること。



別図①

主要地方道高松善光寺線

中央分団第一部屯所

天満宮

坂出商工会館

京町三丁目

下目

町児童公園

目

元町四丁目

坂出市民ホール

坂出合

坂出郵便局

業務対象箇所

菅京町団地

京町三丁目

善光寺

坂出保育園

(アーケード)

主要地方道坂出市停車場線

イオン坂出店

京町一丁目

坂出市中央公民館

郵便局西部分団第一部屯所

元町一丁目

坂出駅前パナミズキ広場

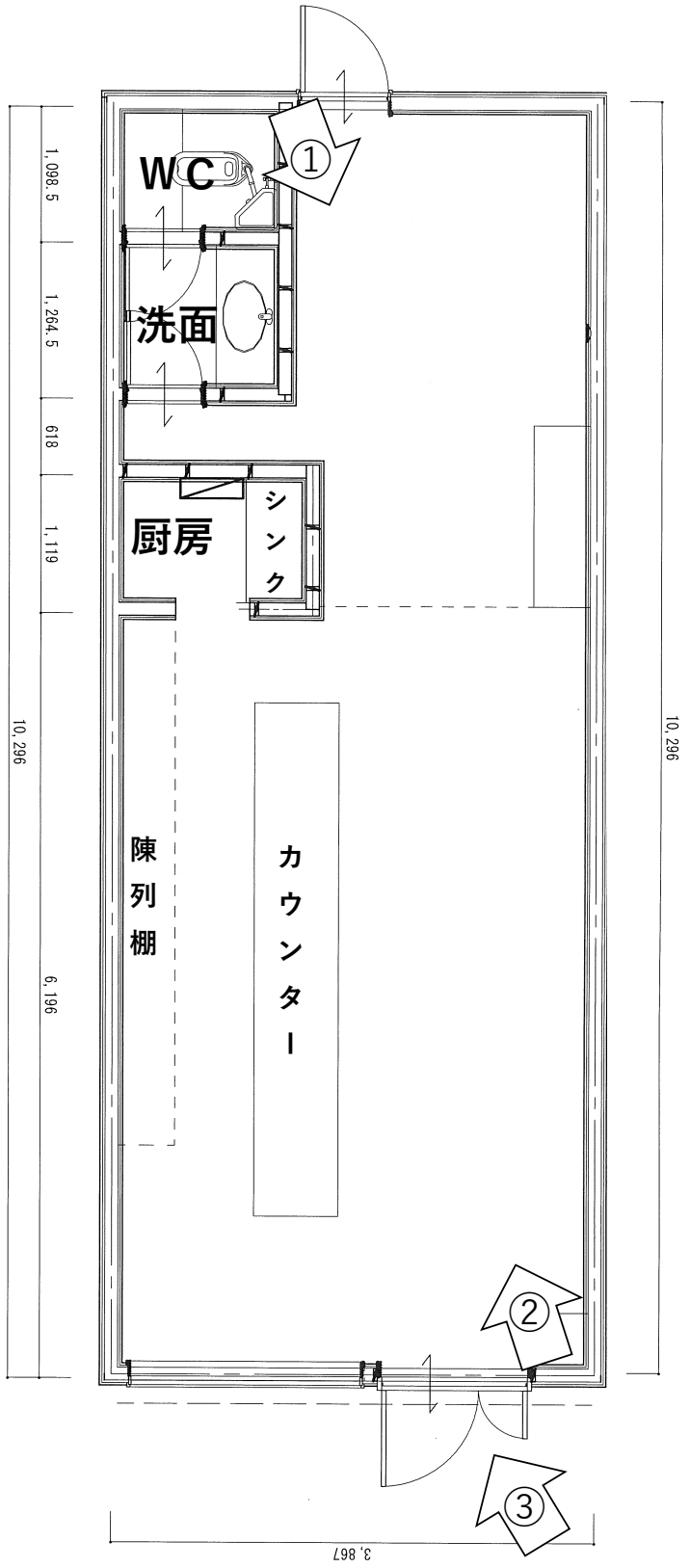
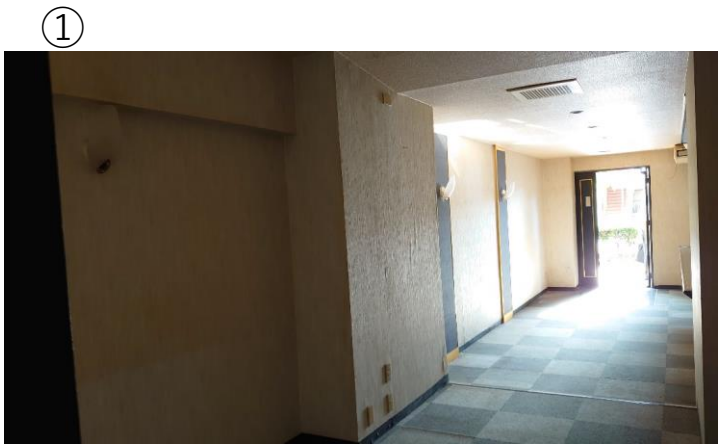
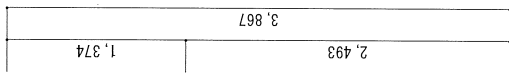
市民広場

坂出駅

三津線

縮尺 1 : 2500





冷蔵庫

縦190cm、横75cm、奥行80cm



三槽シンク

縦110cm、横210cm、奥行75cm

